

第8回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会
議事録

内閣府公益認定等委員会事務局

第8回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

日時：令和7年9月24日（水）13：00～15：09

場所：虎ノ門37森ビル12階 会議室（Web会議併用）

【出席者】

参 与：湯浅座長、生野参与、大塚参与、岡本参与、黒田参与、溜箭参与、
林参与、藤谷参与、松前参与、弥永参与、吉谷参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井課長、中山法令基準室長、豊福企画官代理

【議事次第】

1．開会

2．議事

（1） ガイドラインの検討に関する討議

第5章（公益信託の財務規律・情報開示等）

第6章（監督）

第7章（移行認可（公益信託法附則関係））

（2） ワークショップについて

3．閉会

○湯浅座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第8回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」を開会いたします。

参与の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、事務局から事前連絡をお願いいたします。

○豊福企画官代理 本日の参与の出席状況について御報告いたします。

大塚参与、藤谷参与がオンラインで御参加となっております。

今回、会議室ではお一人に1つずつマイクを設置しておりますので、参与の皆様におかれましては、御発言の際にはマイクのスイッチをオンにいただき、御発言が終わりましたらオフにさせていただきますよう、お願いいたします。

続きまして、本日の研究会の留意事項をお伝えいたします。

前回と同様の説明となりますが、資料としましてガイドライン案イメージを添付しております。これはイメージを持って議論いただくための参考資料であり、検討漏れや不十分・不適切な表現等がある可能性があるものとして提示しており、研究会の議論を踏まえ、全般的な見直しを予定しております。なお、検討漏れの論点、ガイドラインの表現ぶりや記載内容について御意見等があれば、別途書面で御提出いただければ、適宜対応していきたいと考えております。

以上を踏まえ、研究会においては御提示した論点について簡潔にコメントをいただきますよう、お願いいたします。

私のほうからは以上です。

○湯浅座長 それでは、議事に入りたいと存じます。議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと存じます。

まずは事務局から「（1）ガイドラインの検討に関する討議」の「第5章（公益信託の財務規律・情報開示等）」について御説明いただいた後、出席者の皆様から御意見をいただければと思います。

事務局は簡潔に御説明をお願いいたします。

○細川係員 事務局でございます。

資料1に沿って御説明させていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

今回、第8回でございます。

余談ですが、この虎の「こうえきしんたくん」はデザインをブラッシュアップしていく予定でございまして、今後さらに良いものを皆様にお見せできるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず今後の流れということで、6ページでございますけれども、本日が第8回の9月の研究会でございます。本日までにガイドラインの各章について一度御提示させていただいた上で、これまでの議論も踏まえまして、10月に全体版を一度提示させていただくという想定でございます。10月にかけて、あるいは11月にかけて、なかなか日もなくタイトにはなっていますが、引き続き御協力いただければと思っているところでございます。

それでは、中身に入らせていただきます。

7ページでございます。今回、5章から7章まで提示させていただきました。ただ、第6章及び第7章につきましては、この研究会の場で皆様に特段御意見をいただくような論点はあまりないと思っております。

また、第5章につきましても、財務規律に関しては基本的に公益法人並びであり、例えば公益事務割合の7割といった違いはございますけれども、基本的に公益法人制度と同様の規律でございますので、特段論点ということで提示しているものはございません。その代わり、今回は第5章の情報開示のところで、事業計画や事業報告、あるいは会計の観点での御議論をいただければと考えているところでございます。

それでは、中身を適宜かいつまみながら御説明させていただきます。

まずは10ページでございます。事業計画書及び収支予算書についてどこまでの記載を求めるかという論点でございます。事業計画書は公益信託として1年通して、あるいはその先も含めて何をどこまでやるかということ具体的に取り決めていくものですので、例えば奨学金の場合、年何万円を何回に分けて、どれぐらいの学生に支給するか、といったことを記載していただければと思っているところでございます。

また、公益信託法の8条の4号でございますけれども、公益信託の存続期間を通して公益信託事務が適正に処理される見込みであることが求められますので、例えば2～3年後に公益信託事務の内容に大きな変更が予定されるような場合には、その内容について財務的な実現可能性も含めて事前に事業計画書で御説明いただければと考えているところでございます。

収支予算書は通常のものとは変わらないかと思しますので、省略させていただきます。

11ページ、公益信託における関連当事者取引につきましてでございます。公益法人制度においても関連当事者取引については様々規定があるところでございますけれども、公益信託においても特別の利益供与との関係あるいは利益操作との関係で、関連当事者取引について規定を入れさせていただいているところでございます。

具体的にはその下に様々記載しているところですが、関連当事者の範囲、関連当事者との取引に関しての記載事項で、関連当事者取引に該当し得るけれども関連当事者取引に含めないもの、そして関連当事者取引ではあるけれども重要性が乏しいということで記載不要にしているもの、とそれぞれ整理しているところでございます。

特にこの一番下、重要性が乏しいものに関して、資金貸借取引等で期末の残額が100万円を下回る場合というのを規定しておりますが、こちらは例えば期末残高が100万円を下回

るならば、期中にいくらやり取りがあってもそれは記載しなくていいのですかといった論点もあり得ようかと思いますので、その観点で何か御意見があればいただければと考えているところでございます。

続きまして12ページでございます。12ページは先ほど10ページで触れさせていただきました事業計画に対応する信託概況報告、公益法人で言うところの事業報告でございます。こちらは公益信託の状況、公益事務の実施状況を記載してくださいとなっておりますので、例えば奨学金事務で年何回、何人に何万円という具体的な計画を取り決めていた場合であれば、実際にそのとおり行われたのか、例えば年3回奨学金を支給すると言っていたにもかかわらず年2回の支給になってしまったのならば、なぜ2回になってしまったのかということを記載いただく。あるいは、利益相反取引や合議制の機関が置かれる場合の開催状況等についても書いていただくということで考えているところでございます。

ここまでの事業計画と事業報告、信託概況報告関係の話でございまして、13ページ以降が会計の事項になってまいります。

まず、13ページでございます。公益信託の会計の原則です。公益信託においては、御案内のとおり、公益法人の会計基準のようなかなり細かい会計基準を定めるというわけではございませんので、公益法人の基準、あるいは一般的な企業会計の原則を参考に、会計の原則となる事項4点をガイドラインに明記しているという事情がございます。これら原則について、公益信託であるから何か変わるということとはあまり想定されないのだろうとは思っておりますけれども、何か固有に考慮すべき要素がある場合は御意見をいただければと考えているところでございます。

その上で、14ページ、ガイドラインに記載がない会計に関する事項の取扱いということでございます。ガイドラインの性質上、想定し得るものについて、あるいはなかなか想定されないようなものについて徹頭徹尾全て書き切るとするのはどうしても難しいところがございますので、ガイドラインに記載がない取引や事項が発生した場合については、原則として公益法人の会計の基準、その他公益法人の会計の慣行に従っていただくことを想定しております。

ただし、これまでの議論で何回か出てきている軽量の公益信託というものについて、受託者の能力、あるいは行おうとする公益事務の内容その他に照らして合理的な理由があるときには、合同命令の遵守を前提に、ガイドラインに記載がない事項については、一般に公正妥当と認められる会計基準等、例えば社会福祉法人や学校法人会計基準といったところもあり得ようかと思っておりますけれども、そういったもの等に従うこととして差し支えないというような整理で考えているところでございます。

ただし、NPOの会計基準において、ボランティアとしてサービスまたは役務提供を受けた場合に、必要対価の額を損益計算書に計上することができるという規定があるのですけれども、それはさすがにやり過ぎなのではないかという話がございまして、その処理は公益信託においてはできないものとするということで明言しているところでございます。

15ページ以降更に細かな話になってまいります、まず15ページの計算書類に何を記載／注記するかというのは、ここは基本的に法令で定めていることをほぼそのまま書いているだけですので、省略させていただければと存じます。

その上で、16ページになります。貸借対照表の科目をどうするのか。そして、収益費用認識をどのように考えるのか。また、固定資産の減損やリース取引についてどう考えるかという論点でございます。

上2つ、貸借対照表の科目と収益費用認識につきましては、結論から申し上げれば公益法人における会計上の取扱いあるいは一般的な会計の取扱いに基本的に準拠するものとして、科目については適宜法人の会計基準の運用指針を参考にする、収益費用の認識も一般的な収益費用認識にも近いと思っておりますけれども、適宜規定を置いているところでございます。

その上で、固定資産の減損やリース取引といったものでございますが、まず前者につきましては、合同命令において減損の損失を認識すべき場合は相当の減額をしてくださいますということが定められておりますので、その規定に従っていただく。また、リース取引については公益信託で具体的に発生する可能性が高いとは現状なかなか想定されません。このような、合同命令に規定があるような場合、あるいはそもそも発生する可能性が高いと考えにくいような場合については、具体的な取扱いはガイドラインには殊更記載しないこととして、公正妥当な会計慣行に委ねるということで考えているものでございます。

そして、17ページ。いわゆる有価証券の取扱いについてどう考えるかということですが、一般的に会計の世界では、満期保有のもの、売買目的のもの、子会社・関連会社関係のもの、そしてその他有価証券という4つが有価証券として存在すると認識しておりますが、売買目的有価証券と子会社・関連会社株式というのは公益信託においてはそこまで想定されないだろうということで、満期保有のものとその他有価証券に限って記載をさせていただきました。

その上で、具体の取扱いについては随分細かくなりますので記載のとおりとさせていただきますが、1点だけ。その他有価証券の関係で軽量の公益信託の場合については、その他有価証券というのは一般的に時価評価を毎期末しなければならないと認識しておりますが、取得価格のままで貸借対照表の価格とすることができるとする簡素化といいますか、簡略化の規定の一つとしてそういうことも可能であるということで規定をしているところでございます。

ただ、取得価格を貸借対照表の価格とすることができるとは記載しておりますが、合同命令において、著しい評価損が発生した場合は認識しなければならないというのが規定されておりますので、そういった合同命令上しなければならない処理は軽量の公益信託であってもしてくださいということで考えているところでございます。

続きまして、18ページでございます。18ページは貸借対照表、損益計算書の注記でございまして、特に貸借対照表の注記は（1）から（18）まで非常に多くのことを記載してい

て大変申し訳ないところでございますが、公益法人の会計基準の運用指針における注記でこれら18の項目が出てくるところ、これについては公益信託であっても概要があれば書いてくださいというもの、財産目録に記載するから貸借対照表の注記としては要らないとしているもの、公益信託ではほぼ想定されない科目なのでガイドラインには特段記載しませんというもの、そして公益目的保有財産や公益充実資金といった財務規律で出てくるような概念については、期首期末の額、当期の増加減少額を注記してくださいということで整理しているところでございます。

また、損益計算書の注記でございますが、こちらは財源区分別及び形態区分別に注記を行っていただきます。その上で、公益信託において複数の公益事務を行う場合につきましては、それぞれの公益事務別に内訳を注記してくださいということを記載しているところでございます。

19ページに移ります。19ページにつきましては、事前に参与の皆様へ送った時点では入られていなかったスライドで、事前のレクでも説明させていただいたところでございますが、計算書類の作成に当たっての内部手続でございます。

一般的に、まず事業計画を作った上で、そのとおり公益事務を行ったかを報告するというのが一連の受託者としての責務、ガバナンスのプロセスということになります。例えば受託者が公益法人の場合について、公益法人であれば計算書類や事業報告の作成に当たっては理事会や監事の承認が必要であるということになってはいますが、公益信託の計算書類及び信託概況報告の作成に当たっても、理事会や監事の承認を得てくださいということを、信託契約（信託行為）の時点から定めている必要があるという取扱いにできないだろうかというところでございます。

ただし、受託者が信託銀行その他大規模な法人等であって、内部統制の構築が適切にされ必要な情報が開示されるような仕組みが整っている場合には、それによることができる、わざわざ信託行為に書いておくまでのことは求めないということで想定しているところでございます。

論点としましては、まずこの計算書類と信託概況報告の作成について理事会や監事の承認を必要として良いのかということもそうですし、そこから敷衍して、事業計画書あるいは収支予算書、更には財産目録等と呼ばれる書類についても同様に理事会や監事の承認を必要とすべきなのかという点が論点です。

この点に関しましては、内部統制ということでそういう規定にしても良いのではないかという御意見もあり得るでしょうし、一方で、趣旨は分かるけれども受託者にとって負担として過重ではないかという御意見もあろうかと思っておりますので、こちらにつきましては様々御意見をいただければと考えているところでございます。

最後20ページ目は、前回も特定資産公益信託において議論させていただきました信託帳簿の話でございます。こちらは、通常の公益信託における信託帳簿として具体的に何を求めるのかということでございます。

結論から申し上げます、いわゆる合計残高試算表、全ての仕訳を勘定科目ごとに集計して、最終的に期末の残高が出てくるものですけれども、それを開示される帳簿として整理させていただければということで提案しているところでございます。

なお、合計残高試算表が作成されていない場合は、仕訳帳や総勘定元帳といった書類を信託帳簿として行政庁に提出し、行政庁が開示する書類として扱っていただくことも可能でございます。

その上で、公益信託の会計を適正に処理するためには、それら信託帳簿、主要簿と呼ばれるようなものだけでは十分ではなく、補助簿とされる賃金台帳等の帳簿の作成も必要であると承知しておりますので、それら補助簿については、作成・備置きが求められるけれども公益信託法令上の公表対象とはならないということで、棲み分けをさせていただいているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○湯浅座長 ただいまの御説明について、皆様から御意見、御質問をいただきたいと存じます。御意見、御質問ある方は挙手をお願いいたします。オンラインで御参加の方も、御意見がございましたら挙手ボタンでお知らせいただければと存じます。

では、いかがでございましょうか。

吉谷参与、お願いいたします。

○吉谷参与 私の意見は、参考資料の項番1に書かせていただいた項目でございます。ですので、言いたいことはほぼここに書いてあるのですけれども、ただ、関係当事者取引の開示は、関係当事者の範囲も広ければ、開示取引の範囲も広いので、開示をするに当たって、委託者や信託管理などが法人の場合に、その法人の理事や取締役といった方にさらにその親族が取引されていないことを確認するというのはやはり結構負担になります。取引相手に対して確認することぐらいであればできるのではないかなと思うのですけれども、理事や役員に対して確認するというのはかなり負担があると思います。

実際には、項番1では委託者や信託管理人と書いていますけれども、受託者自身の取締役に対して確認するというのもかなり負担で、確かに金融機関の会計でも開示するためにそういう確認作業を行っているというのはそのとおりではあるのですけれども、ちょっと趣旨が違うので、例えば当社の場合ですと100なりの公益信託がある。その100の公益信託について全て確認をすると、100枚の質問票を送るのかというようなことにもなってきますし、組織的にも今、銀行の会計をやっている組織とは違うところが担当することにもなると思いますし、そういった手続面でもかなり負担になるだろうと思います。

ですので、関連当事者との取引があれば開示することに決まっているというのは理解しておりますけれども、確認作業についてはどこまでやらねばならないのかということについては御考慮いただけないかなと考えている次第です。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ただいまの吉谷参与の疑問に関しまして、御回答をお願いいたします。

○大野次長 どうもありがとうございます。

私も100枚の質問表を大企業の役員さんに投げつけるというのはあまり想定しないし、しづらいと考えます。

幾つかの御提案をいただきました。明白についてはあくまで誰が見ても明らかということで、このラインを曖昧にってしまうと恣意的なものになってしまうのでなかなか難しいと思います。

その次の話ですけれども、ただ、やはり一定の金額なり、あるいは一定の割合以上の額の取引をしているとか、そういったところに対して、「関連当事者ではないですか？」と尋ねることはできるのではないのかなと思っております。この程度のこと、この程度と言ってはまずいのですけれども、取引相手に対して関連当事者かどうかを聞くということはあり得るのかなと考えております。

それから、助成金ならどうなのかというところでございます。こちらは今日の研究会の場でも御議論いただければいいと思っておりますけれども、一般競争入札の場合については不要としているということの整理と並びでいうと、例えば合議制機関で3分の1基準となるところで選んだところにやっているような場合については、対象を不要とするというような考え方もあり得るのかなと思いつつ、取りあえずはそういったことを考慮せずに、多額の支給をしているものについては表に出した上で、第三者、あるいは国民の批判を仰ぐという形もあり得ると考えられ、どちらでもあるかなと思い悩んでいるところでございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

多分関連当事者の取引の拾い上げについては、企業会計の関連当事者の指針でも何も記載がないところで、J-SOXでどこまでやるかという何となくの実務上の規範というのはありますけれども、そこまでのものは求めるものではないのかなと個人的には思っています。

それから、明白に関しては関連当社の会計基準の文言をそのまま受けていて、これは明白というのは誰が考えても一般人の取引条件と一緒にだよねということかと思うので、その基準でいいのかというのもまた一つあるかもしれません。明白というのは本当にどう考えても一般人との取引と同じだということという理解だと思います。これは議論の対象かと思いました。ありがとうございます。

そのほかの参与の方、何か御意見等は。

弥永参与、お願いします。

○弥永参与 本当は事前説明のときに申し上げればよかったのですが、ぼうっとして言わなくて申し訳なかったのが、ちょっと飛びますが、信託帳簿のところなのですが、スライドだと20なのなのですが、やはりこの対応方針だとまずくないかなというのが気になって、まず合計残高試算表というのは、普通会計帳簿とは言わないような気がするのです。私、大学でもちろん簿記とか財務会計も教えているのですが、帳簿から

作られるものが残高試算表であって、帳簿自体はその前段階を指しているのではないかなという気がまずするというのが一つ。

それから、次のところのこれらが作成されていない場合には（１）または（２）をと「または」と書いてありますけれども、明らかに会計帳簿というのは（１）と（２）の組合せが最低限というか、元帳と仕訳帳の組合せが最低限と簿記では教えているところがあるので、その意味では、原則を合計残高試算表にするのもちよつと気になるのですけれども、その次にそうではない場合にはというときに「または」というのはまずいのではないかなと私は思いますけれども、普通はこれは「及び」だと思うのですよ。

○湯浅座長 事務局から御回答をお願いします。

○大野次長 こちらは我々としても若干苦しいところはあるのですけれども、信託法37条1条1項には信託についての帳簿というのがあるのですけれども、それはいわゆる社会一般に言われている会計帳簿のことではないと認識しております。ある意味特殊な概念として信託帳簿という概念をここで創設しているものでございます。この信託帳簿というものは作成義務があるということだけではなくて、行政庁に提出して公表されるというものとなっております。

これに加えて、会計、経理の適正性を確保するためには、複式簿記に基づく、社会通念でいう会計帳簿もきつと必要になりますし、伝票みたいなものも必要になるでしょう。そういったものは、こちらにあります信託法37条5項の帳簿、一番下の○でございすね。ここで作成しなければならないという立てつけでございす。ここの信託帳簿というものは公表されるということを前提としておりまして、そのために一体どういったものが必要なのかといった観点から、会計用の一般的な用語とは別の考え方で作ったものでございす。

そもそも37条1項というのは、公益信託の取引内容というのはできる限り透明性を高めるということで開示対象としている。ただ、そういったものとしてふさわしいものは何なのかという観点でこちらの記載を書いているものでございまして、「または」と書いてるからといってそれ以外は作らなくていいということをここで言っているわけではない。

（１）及び（２）についても、信託帳簿として出さない場合については、37条5項に基づく帳簿として作成・備置きはしなければならない。それは公正妥当な会計慣行として当然に求められることであると理解しております。

○弥永参与 まず第一は、会計帳簿と信託帳簿は違うという整理をしているという意味ですね。

○大野次長 さようでございます。

○弥永参与 しかしながら、この信託帳簿というのは信託財産に係る帳簿と定義されていますよね。その意味においては、実は最初に私が申したように、合計残高試算表というのは帳簿とは普通言わないと私は思うのですけれども、その意味においては、もちろんいろいろなことがあるのでなかなか難しいとは思いますが、この会計帳簿と信託帳簿

は違うのだという整理が正しいという前提の下で言えば、私が後半に申した（１）または（２）というのはおかしくて、「及び」ではないかといったところについては、確かにそれは会計帳簿ではないのだから組み合わせる必要はない。それは一つの説明の仕方かとは思いますが、しかしながら、帳簿と言われて、もちろんこれはもともと立法されたときに言わば国会とかである説明をされているというのだったらともかくとして、帳簿と言ったときに、帳簿という文言からすると、合計残高試算表を帳簿だと言うのはかなり飛躍があるような気もするのです。

○大野次長 公益信託の特に受託者の会計というのは明確な慣行がなかったと考えています。企業会計についてはこれまで100年を超える歴史の中で積み上げてきた概念でございますけれども、公益信託、信託の受託者の会計というのはある意味これまで何もなかった、積み上げがない中で今回新しく創設するものである。そういったところで信託帳簿という概念も今回創設するものと御理解いただければありがたいと思っております。

そうした中で、企業会計、公益法人会計の常識の観点からは若干おかしいという御指摘があるということは承知しておりますけれども、そこは御容赦いただきたいというのが事務局の考えでございます。

○湯浅座長 岡本参与、お願いします。

○岡本参与 今の点は前から論点になっていたことなので、もともと帳簿を出すときに仕訳帳とか元帳まで全部出すということについては、それが出されて、しかも、それが公開されるということが法の表現になっているわけで、そこまでするということについては異常な水準になっているということを従来から指摘させていただいているわけです。だから、それについて、企業会計で用いられているような水準で解釈すると異常だということについては今までの議論の中で出させていただいて、そうであるけれども、ガイドラインのほうでそういうことが起こらないような形で、内容について実施可能なような形で定めていきたいということで、パブコメでもそういう形での御返答をいただいているということだと理解しています。

そういう意味で、今回の合計残高試算表については、これも私は会計は素人なので、いろいろ専門家にお聞きしたところでいくと、やはりソフトによってそれが出てくるものと出てこないものがありますという話もあって、出てこない場合にどうやって作るのだろうかみたいな話も、それはちゃんと手計算しなくてははいけませんねという話もあって、面倒ではないかとは思ったのですが、合計残高試算表でもって帳簿という概念にするということによって、従来指摘していた問題点についてはかなりの程度がクリアされるだろうと考えていますので、帳簿概念の複数制ということを経験にした上で、こういう提案については、基本的には方向性としては妥当ではないかと。原案については妥当ではないかなと思っています。これが１点目です。

あとは、軽量型についてどうするかということだとか、特定資産公益信託とそれに類似のような形の公益信託の形態というのを考えられないかどうか。今までのパブコメでもち

よっと出ているかなと思うのですけれども、そういう形の簡素化を図る方向も可能性としてはあるかなとは思っていますが、今言った合計残高試算表は本来は要らないですよというような企業会計からのある意味で僕は非常に先生がおっしゃられるように正論だと思うのですけれども、そこはあえてこういう工夫は僕はポジティブに受け止めたいと考えております。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

大塚参与、お待たせしました。お願いいたします。

○大塚参与 ありがとうございます。

少し議論が戻るのですけれども、資料1の11ページ、関連当事者との取引に関する事項についてです。ガイドライン上はこの関連当事者というのが公益信託法8条5号の公益信託の関係者、また、それを具体化する施行令1条の関係者についての記載事項なのだとされています。

ただ、そうすると、関連当事者の範囲が施行令1条の関係者の範囲とずれている点になりました。すなわち、11ページのもので言うと、上の(3)におきまして委託者、受託者、信託管理人が団体の場合に、その団体の業務を執行する役員及びその親族等というのが関連当事者の範囲に含まれるのだということですが、信託管理人が団体の場合には、その業務執行役員は施行令1条2号におきまして関係者には含まれないこととなっております。

それから、これは書き方の問題になるのかもしれませんが、同じく(3)の1つ目のボツにおいて、団体の業務を執行する役員の親族等となっておりますが、この親族等というのは施行令で言うところの1条3号、4号、5号を踏まえたものであるわけなのですけれども、このことは(2)の近親者等と同じ条文の帰結というか、同じ条文に当たるものだと思います。そうすると、近親者と親族等という2つの概念を用いるということはあまり望ましくないのではないかと思います。(2)で近親者等の定義をしているのであれば、(3)でも近親者等という言葉を使うのが妥当だろうと思いました。これがまず1つ目です。

2点目は、同じく11ページの一番下の記載不要とする範囲についてです。一の関連当事者との取引総額が100万円を下回る場合について記載不要としておりますが、その範囲設定が妥当ではないというわけではないのですが、例えば委託者の親族との間で年間80万円の取引をしているというときには、やはりやや疑わしい取引になりますので、こういった場合は記載事項として適切かどうかということの評価する契機を設けるべきではないかと思います。したがって、一律に100万円を下回る場合という基準が妥当なのかどうかということはいくち少し考えていく必要があるのかなと思います。

以上になります。

○湯浅座長 ありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いいたします。

○細川係員 ありがとうございます。2点御指摘いただいたものと認識しております。

まず、1点目の近親者等であったり親族等であったりといった記載が法令と範囲がずれているのではないかとこのところですが、こちらは書きぶりの問題もあろうかと思っておりますので、検討させていただければと存じます。

2点目の100万円を超えていなければ何でもいいのかということですが、公益法人の会計基準でも100万円という額は出てきておりまして、基準として一つ何らか目安の額があったほうが良いだろうということで100万円としております。ただ、御指摘いただきましたように、100万円を超えていない、例えば99万9000円の明らかによろしくないであろう取引があった場合に、それを看過していいのかというところと違ってくるような気もしてまして、一律100万でいいのかどうかというところは引き続き検討させていただければと思っております。

○大野次長 公益法人も100万となっています。特別の利益、理由なく寄附をするとかというのは、1万円でもいいに決まっていますので、例えば通常の取引をする、1万円とか10万円とかの取引をする。そういうのを全てここに書かなくてはいけないのか。これはやはり重要性の原則というもので処理していくということが必要になってくるかと思っております。どこまでやるべきか、それを会計の常識、あるいはそれを実際の受託者となるような方々や、会計の専門家の方々、そういった方々の御意見も踏まえて考えていきたいと思っております。

今の100万円、あるいはこれを10分の1にしたところで、信託銀行様からはこれだと大変になるというような御指摘もあるところでございまして、どこまでやるべきなのか。公益信託というのは小規模が多いので、もっと透明性を高めるべきだということでこの研究会として結論を出すということであれば深刻に受け止めたいと思いますが、先生方の御意見を伺いたいと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

開示の場合に関しまして、何か御意見がある方がいらっしゃれば。

弥永参与、お願いします。

○弥永参与 今、せっかく関連当事者を出していただいたのでコメントさせていただきたいと思うのですが、事前説明のときにも申し上げたのですが、100万円基準というこの基準というのがもちろんそれぞれの信託の大きさというのによるわけですが、11の下資金貸借取引等について期末残高100万円を下回る場合、これが適当なのかという点について私は極めて疑問だと思っているわけですし、つまり、これ期末ごとに100万を切るようにすれば期中に幾らやってもいいということですよ。100万円の取引総額ではなくて、この書き方だと例えば期中に1000万円とかを公益信託から誰かに貸した。誰かというのは受託者の親戚とかに貸して、期末の段階で直前に、期末が例えば12月31日だったら12月20日に返却して99万円に落として、あとは1月1日に返す。これを繰り返せば外

せるということですよ。これではまずいのではないかと。それを指摘したのですけれども、直していただけなかったようなので申し上げておきたいと思います。

○湯浅座長　ありがとうございます。

ほかに御意見がある方は。

林参与、お願いします。

○林参与　林でございます。

同じところで、11ページの一番下の期末残高100万円というのは、まさに弥永先生がおっしゃったとおり、自分もそのように思っているのですが、むしろこれこそ場合によっては期末ではなくて総額がベースのほうがまだいいのではないかなと思ったというのが一点と、上の取引総額100万円というところについてもそもそも引っかかっていて、信託の規模が大きいときに煩瑣になるという趣旨も十分分かるものの、どれぐらいの規模を想定しているのかもありますし、括弧で場合によっては経常費用額10分の1とかも書いていただいているのですけれども、そうすると結局どの辺で線引きが妥当かというのは若干分からなくなって、ただ、直感的には100万円は高いかなと印象としては思っているということです。

それから、この基準がどうかではなくて、要するにそういう利益相反的な取引について、ちゃんとした形の価格でやらなくてはいけないというのは当然の前提なので、これを書くことによって100万円以下はルーズでいいのだみたいな誤解を与えることそのものも注意しないといけない。そこはルーズであってはいけないのは当然だと大野さんも言われて、僕もそのとおりだと思うのですけれども、そこは誤解を与えないようにしないといけないなという気もしているところです。

以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

資金貸借取引について、期末残高だけになるとすると、平残なのか、期中の入手金額総額なのか。

松前参与、急に振って申し訳ないのですけれども、企業会計の関連当事者のBS項目の開示ルールは今、頭に入っていないのですが、教えてもらえますか。

○松前参与　私も確認をさせていただきたいと思っていますけれども、企業会計と必ずしも並べると多分規模が大きくなってしまうので、間違ったことを言うてしまうといけないので、平均の残高を取るというのが一番いいかなと思っていて、期末残高と決めることはやはりよくないなと思いました。

○湯浅座長　次長、お願いします。

○大野次長　私も悩んでいるのですけれども、上の取引、今の本文のほうには取引という言葉は貸借取引なども含めて幅広く含めておりますので、期中の取引と期末の残高の双方で見るという考え方でおります。

弥永先生の話も非常によく分かるのですけれども、例えば立替払いなどをした場合には形式的には貸借取引が発生するということになりかねないのかなと。そういったものをど

ここまでやっていくのかなというのが引っかかっているところでございまして、例えば信託の関係者にいわゆるお金の貸し借りをするというのは、それは100万円ならいいというものではなく、5万円であつてもけしからんといえますか、そんなことは信託の目的に反する行為であつて、そもそもできないはずの行為であると言わざるを得ないと考えております。その一方で、立替払いは普通に発生するような気がしてまして、私としても影響を測りかねるところがあり、あまり細々としたことをやり過ぎるのはどうなのかなということとは正直考えております。

○湯浅座長　お願いします。

○細川係員　今の点に関連してでございますけれども、公益法人の会計基準の運用指針ですと、資金貸借取引とか有形固定資産、有価証券の購入・売却、取引については、資産の合計額の100分の1を期末の額が下回っていた場合であっても、期中の発生総額が資産合計額の100分の1を超える場合には開示を要するということにしています。公益信託でこの規定をそのまま持ってきて良いのかというのは議論があるかと思っております。

○湯浅座長　今の事務局からの御提案に関しまして、何か御意見等はございますでしょうか。

岡本参与、お願いします。

○岡本参与　基本的には重要性の原則で、細かいことについての記載を求めることが強くなればなるほど処理仕事が増えて大変になるということで行くと、重要性の原則を勘案して、ある意味で言うと機械的な基準をつくって規制を求めるというか、こういう報告を求めるということについては基本的には賛成です。

ただし、こういう方向を求めるということと、実際にやったことが特別利害関係者、利害関係者に対する取引として正当化されるわけではないということは明らかなので、その点についての記載というのは、つまり、こういう形での記載を求めるということとそれ自身が正当ではないということは別個のことなので、そこははっきりさせておくということが必要だと思いますので、そこはどの程度、これも10分の1の額という基準がありますが、ある程度明確な基準でもってえいやと走ったほうが良いのではないかなと僕は思います。それで執行してみて、数年間たって、やはりそこで大きな問題が見過ごされているということが問題になるようであれば、ガイドラインの記載を変えていくという方向で考えていくのが良いのではないかなと思います。

○湯浅座長　ありがとうございます。

何となく公益法人横並びの開示まで公益信託に関しても求めたほうがよろしいという御意見もありつつも、一方では公益信託ならより簡素なほうが良いと御意見もあろうかと思っておりますけれども、この辺、いかがでございましょうか。

弥永参与、いかがでございましょうか。

○弥永参与　私はどこかで思い切って客観的な基準を取りあえず示してやったほうが、ルールは簡単であつたほうが良いとは思うのですけれども、ただ、これまで他の参与の方々

がおっしゃっているように、公益信託というのはかなり公益法人よりも小規模ということ想定しているのだとすると、重要性の原則という一般的な考え方からすると、100万円というのはやはり印象的には多くの公益信託にとっては高過ぎるのではないかという印象はあるわけで、その一方で大きな公益信託もあるかもしれない。そういうことを考えたら、これは単に思いつきをしゃべっているのですが、むしろ10万円というぐらいまで下げておいて、逆に公益信託の規模が大きければ、それに応じて多くなるというか、つまり、例えば公益信託の経常費用の額が何%を超えないときはその限りでないとか、そういうふうには原則は本当に例えば10万円基準とか、そして、規模が大きいところというのにとって重要ではないから、それが外れるように例外を決めるというほうがルールとしては、10万円というのは暫定的に申しているのですけれども、どちらかという小さい公益信託を想定していると思われるような議論がこれまであったとすると、小さい信託にも当てはまるほうのルールをまず決めて、大きいときにそれは不都合なので、大きいときにはそれがもっと上に上がるように決めたほうが原則と例外の決め方としてはいいのではないかという印象は受けたのです。

○湯浅座長 ありがとうございます。いろいろな見方、いろいろな方向性があるかと思います。

大塚参与、また挙手いただいていて、飛ばしてしましまして申し訳ございません。お願いします。

○大塚参与 ありがとうございます。

今の100万円の点なのですけれども、100万円という額が妥当かという議論は一つあるかと思いますが、もう一つ、取引の相手方によって区別するというのはあり得るかなと思っております。何かと申しますと、取引の相手方が受託者の場合には、事務局もおっしゃっているように、日々何か取引が生じることはよくあって、それが必要になり、それを逐一書くのは面倒くさいというのは分かるわけです。なので、100万円というのが妥当ではあるかなとは感じます。

ただし、受託者の近親者等と取引する必要があるかという、これはないわけです。あえて近親者等と取引をするというのであれば、これは厳しく審査、評価していく必要がある。こういった場合には、100万円というのは額が大き過ぎて、もう少し下げなければいけないという気がいたします。

そういたしますと、関連当事者等との取引総額というところだけで分けるのではなくて、例えば受託者との取引の場合には100万円でもよろしいけれども、それ以外の関連当事者、他の取引の場合には例えば10万にするとか、そういった区別をしていくというのも一つの方向性としてあり得るかなと思っております。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。公益法人だと支払い関係の相手方と役員等の基準が別になっていますので、それに類するような区分けが必要ではないかという御意見と承り

ました。

吉谷参与、お願いします。

○吉谷参与 まず前提として、受託者の自己取引については別の開示があるので、それはそれでほぼカバーされるのです。ただ、それとは別にこれをつくらないといけないということなので、自己取引の細かいものをみんな入れていくことによって同じような表を2つも作るようなことになりかねない。それが100万円より基準を低くしたときには発生するのだということをまず御認識いただければなと思います。

その上で、規模によってというところなのですけれども、公益信託の規模という話と受託者あるいは委託者の規模という話がまた別にあって、要するに委託者が大企業、受託者が大企業という場合には、関係者の確認をする際にさらに大きな負担が出てくる。ただ、公益信託自体の規模は数千万かもしれないですね。年間の信託財産の残高は数千万かもしれない。でも、委託者は大企業なので例えば公益信託で何か支払いが発生したときに、その支払い先が委託者と全く関係がないのかということ調べないといけないのだということになると、ここは大変な作業になってくるだろうという予感がするのです。

今は我々は助成型というのをやっているわけなので、助成金であるとか奨学金であるとかについては別の基準というのがあれば救われるのかなと思いましたがけれども、事業型というのでもうちょっと踏み込んだことをやることによって、支払い関係の先がわっと広がったときには、金額基準を下げってしまうとかなり負担が発生するだろうなということは予想されると思いますので、御考慮いただければなと思いました。

○湯浅座長 ありがとうございます。実務的な負担ということですね。

ほかに御意見等はございますでしょうか。

松前参与、お願いします。

○松前参与 幾つかあるのですけれども、資料1の最初の10ページのところで収支予算書ということでございますが、ガイドラインの文言でいきますと、収支予算書については普通の信託と特定資産公益信託で両方使っておりますが、普通のほうは収支予算書の収支というのは損益のベースと理解しておりますので、合同命令で書き分けておられるとは思いますがけれども、例えばもうちょっと分かりやすく収支予算書（損益計算）とか入れたほうがいいのではないかなと思ったところがございます。それが1点目でございます。

あと、資料1の18ページでございます。注記のところでございますけれども、財産目録の注記については、公益法人のほうで資産及び負債の状況ということで注記の項目に入れておまして、財産目録を作るのか、または注記でやるのかというような選択もできるような立てつけになっています。会計監査人設置法人につきましては原則注記ということでございますけれども、信託について作業の効率化とか少し手間暇をかけないということの観点からいくと、この注記を廃止するのではなくて、むしろ財産目録を作らなくていいという公益法人の考え方を取り入れたほうがいいのではないかとすることが2目でございます。

3つ目でございますが、19ページの信託の計算書類についての承認とか監事、理事、理事会の承認についてでございますけれども、これについて信託行為で定めるということは法令上の義務を超えるという理解なのでしょうか。そこの辺、過大な負担になってしまわないのかということと、なお書きのところで年度のずれで承認を得ることが困難と書いてあるのですけれども、年度がずれたとしても監事の監査の対象というのは網羅しているような気がするのですけれども、その点、どういう理解で記載をされているのか教えていただきたいということ。あと、承認までは難しいにしても、もし監事にやっていただくのであれば、法令上何か気づいたことがあったら意見を申し上げるというような形にしたほうがいいのではないかと考えています。

あと、最後の20ページの信託帳簿についてでございますけれども、これは前々から御議論をいただいていることだと思いますし、私も帳簿を開示ということ自体がやはりどうかと引っかかるところでございまして、今回一生懸命考えていただいた案の合計残高試算表を定義するという形ではいいのではないかなと。やむを得ないというか、帳簿を開示するというのは、この合計残高試算表は帳簿ではないというのは分かっているのですけれども、それを超えてもこれを開示することのほうがやはり負担だし、大量の帳簿がある場合、取引がある場合に、開示されても見るのも大変だということもあると思うので、これは案としてはやむを得ないと思っているので、信託帳簿についてははっきりと定義をして、この場合についてはこう考えるということ定義をするということを書いていただくことによってやむを得ないのではないかなと考えます。

以上でございます。

○湯浅座長　ありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いいたします。

○細川係員　何点か御指摘いただいたかと思っております。

まず、松前先生の前に、皆様から様々関連当事者取引の100万円が妥当か否かの話ですが、取り敢えず公益法人から100万という基準を持ってきて規定していたところでございますが、改めて公益信託そのものの規模もそうですし、委託者、受託者、信託管理人の規模に応じてという御意見もあったかと思しますので、検討させていただきます。

その上で、松前参与からいただいた点について。まず、貸借対照表に注記した場合には財産目録を作成不要ということに公益法人同様できないのかという話がございましたが、公益信託については立てつけとして財産目録は如何なる場合でも作成するという事になっており、簡素化といいますか、ほかに何らかやりようはないのかということについては、何らか検討の余地はあるのかなと思ひながら聞かせていただきました。

また、帳簿を開示すること自体問題ではないかというようなそもそものお話もございすけれども、これは公益信託法で信託法37条1項の書類は公表するとされており、何らかそれに該当する書類を開示するという話にはなりますので、合計残高試算表という、会計の世界ではそれは帳簿の前段階のものでしょうということになるのでしょうか…

○弥永参与 帳簿の後段階です。

○細川係員 すみません。この公益信託という限られた世界の中では、一般に「合計残高試算表とされるものが信託帳簿なのである」ということで明確に定義づけるような形とさせていただくのではないのかなと思いながらお話を伺っておりました。

○大野次長 あと、計算書類の作成手続の話があったかと思います。年度のずれの話は、私の認識としてはそのために評議員会なり社員総会を開くというのは現実的に難しいだろうなということでございます。

それから、監事の監査という話なのですが、監査の対象というのは何でも含まれるわけで、結局、幹事さんが計算書類なり信託概況報告なりをチェックして問題ありませんと言うかどうかということが問題である。法律上の言葉ではなくて、実際にそれを見た上でチェックするということだと思っております。

基本的には信託銀行などはあまり関係ないとは思いますが、受託者がNPOなり公益法人なりになったときに、公益信託の事業であるからといって、ガバナンス主体、例えば、理事会の責任の範囲から外れるわけではありません。法人の所有者たる評議員会なり社員総会なりにとっても、公益目的の法人としてやるべき事務だから受託するはずであり、その業務の実績について社員総会なり評議員会が監督する対象から外れるというわけでは決してないと理解しております。そういう意味で、基本は法人が事業計画をつくるならそれに倣って、実績を報告するならそれに倣ってということになると考えております。その上で、さすがに社員総会、評議員会をこのために開催しろということまでは難しいのかなというのが、このなお書きの規定だと考えております。ただ、これを信託銀行あるいは営利企業、あるいは公益目的の法人が収益事業として受託するというような場合に同じように考えることは難しいことは認識しています。このただし書きをどこまで広げるかというのは実際の必要性等にも応じて考えていくことになるのではないかと考えております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

岡本参与、お願いします。

○岡本参与 今の点だけちょっといいですか。計算書類の作成手続の話ですが、社員総会、評議員会の承認と、それから、その前では、この文章でいくと、理事会の承認、監事の承認などと書いてありますよね。これは決算の中に入れるから評議員会、社員総会で承認を得るということになっているのですか。理事会の承認、監事の承認などを得ると書いてあって、後で年度のずれで評議員会、社員総会になっているのだけれども、これはまだきちんと検討ができていないのですが、それはなぜなのかなということですか。

それと、先ほどの松前参与の御質問で、信託法に定められている必要があるということ、認可条件としてこれが出てくるということになるので、それを増やすということになっているのかという御質問だったと思うのですが、そこはどう考えておられるのでしょうか。これを入れないと認可しないような条件として考えておられるのですか。

○湯浅座長 では、事務局、御回答をお願いします。

○大野次長 まず、認可の条件としては、下のほうに参考に公益信託規則の第4条というのがありまして、適正に開示することができる仕組みとか整備されているかどうかと。この判断基準の中にこれが入り込んだと考えております。

それから、評議員会の承認、やはり公益信託事務であったとしても、受託者である法人としての業務であるということは変わらないわけでございますので、基本は通常の業務執行の決定なり実績報告なりのプロセスに乗っかってくるのではないかと考えております。ただ、繰り返しになりますけれども、年度がずれる場合に、その承認のために評議員会を開けというのは現実的ではないですし、社員総会を開けというのも現実的ではない。もちろん法人の計算書類、事業報告書なりに別途記載されていることによって承認なり正当性が付与されるということはあるのでしょうけれども、それは法人としての必要性ということになります。私の認識としては、例えば学校法人なり公益法人であれば法人の目的に係る業務を適切に行うためのガバナンスが整理されている。そのガバナンスが適用されることによって、技術的能力なり経理的基礎が担保されるのである。そのことを信託行為に書くということで、この第4条に規定されている「仕組み」が整備されていると言えるか言えないかという議論ができるのではないかと考えております。

○湯浅座長 林参与、お願いします。

○林参与 先ほどの法人の監事などが監査なりをすることについて信託に書くべきかどうかの点です。そこの前段までのことで大野さんがおっしゃったこと自体は僕もそのとおりで思っていて、そこに全く異論はないのです。だから、公益法人なり、そういう法人があって、そこが法人の目的の範囲内として公益信託の受託者になるというときに、法人だから例えばガバナンスが個人よりあるのだというときは、当然社員総会なり監事なり監督すべき人たちがいるからだというのは当然だと思うので、僕の感覚は、信託に書こうが書くまいが一定そこからの監督なりが及ぶのは当然だし、そうすべきだと思うので、むしろその前提で言うと、信託行為に書かないといけないとされると過剰だという気はしますが、そうではないところでそのようにされるべきだというのは当然そうだと思うので、方向づけは一緒です。ただ、信託行為に書かないといけないというのは過剰だと思いますというのが結論的な意見になると思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

大塚参与、またお待たせしました。すみません。お願いできますでしょうか。

○大塚参与 ありがとうございます。

同じ点です。計算書類作成について理事会の承認なり監事の承認など義務づけるというのは私はやや過剰なのかなと思います。なぜかといいますと、やはり法律上は技術的能力が必要であるとされて、公益信託認可の基準とされておりますけれども、そこに必ず法人内部の手続を計算書類の作成にかぶせることまでは包含されていないように思うからです。もちろん計算書類が適切に作られること自体は望ましくというか、これは技術的能力としては必要になってくると思うのですが、そのためにはいろいろな方法がございま

すし、公益信託法施行規則第44条では信託管理人の承認によってそういった適切性を確保するということが目指されているのかなと思います。

そういたしますと、結局のところ、計算書類の作成におきましては、もちろん法人内部のガバナンスを使うというのが一つのやり方ではあると思うのですが、それは望ましいやり方ではありつつも、絶対にそうでなければいけないとまで言う必要はないのかなと思います。むしろどういう手続で計算書類を作るのかというのは信託行為なりなんなりで明示しておいて、それと例えば信託管理人の能力等を総合的に考慮して、全体として最低限の技術的能力が備わっていると考えられる場合に認可をするという形になっていくのがいいのかな。ガイドラインでこうしなければいけないというところまでは定める必要はないのかなと思います。

もちろんガイドライン上こういうやり方もあるし、こうやっておけば最低限大丈夫だろうと示すことはもちろん望ましいことだと思いますし、さらにそれを超えてそういった法人内部の手続を利用することが望ましいということまで書いてもいいのかなと思いますが、それが絶対に必要なのだと書くのはやや行き過ぎなのかなと感じています。

以上です。

○湯浅座長 大塚参与、ありがとうございます。

○ただいまの大塚参与の御発言に関しまして、コメントがございましたらお願いします。

○大野次長 絶対と書いているつもりはなくて、こちらはあくまでも原則として必要があるものとするであるし、ただし書きは大規模法人である場合に限らず、内部統制の構築状況等に照らし云々と書いてあると。こういったことがあれば法人のガバナンスを適用しなくてはいけないというわけではないとは考えております。そういった意味で、絶対と言うつもりはないのですけれども、基本はこうなるのではないのかなというのが私の認識でございます。

○岡本参与 今の点ですけれども、「必要がある」という表現は、必要があるというのは絶対と普通は受け取るのではないかなと僕は前から言っているので、それをどういうふうに表現を明確に分けるかということについてずっと僕は言い続けているので、くどいと思うのですが、そこは分けていただきたい。これが一点です。

もう一つは、さっき言った理事会の承認、監事の承認と評議員会、社員総会の承認というのがどういう関係にあるのかが僕はもう一つ理解できていないのですけれども、御説明していただけますでしょうか。信託のほうの決算処理や事業報告については、それを確定するときには受託者の理事会での承認が必要ですよという話ではなくて、評議員会、社員総会で承認を得ないと駄目だということなのですか。理事会で承認を得ても駄目で、評議員会で承認を得なくては駄目ということなのですか。ごめんなさい。社員総会や評議員会で承認なくては駄目という意味なのでしょうか。

○大野次長 基本的にはそのようなことではないかと思っております。

○岡本参与 それはとても重いですね。

○大野次長 受託者として重いことをやられるのではないかと認識しております。

○湯浅座長 林参与、お願いします。

○林参与 だから、大野さんの思うことは当然僕もそうだと思うので、要するに公益法人があって、その中のすごく小さい一部で公益信託をやっているからだというのだけではなくて、公益法人の中でほとんどやっていることは公益信託だという場合も十分あり得るわけで、そのときは当然社員総会なりなんなりを経ているとおかしいという感覚なので、そういう観点において、要するに法人として及ぶべき監督が公益信託の中にも及ぶのだと。だからこそ承認が必要なときは必要だと思います。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

こちらのほうはどの程度の重みでこのプロセスを位置づけるかというのは要検討ということですかね。

○大野次長 若干付言いたしますと、この論点に書いておりますけれども、やはり実績をどう見るのか。実績が適正ではないというのだったら、評議員会なり社員総会なりでチェックしてもらうというのが基本ではないかと思っております。

一方で、事業計画書、収支予算書というのは通常は社員総会、評議員会の議決事項に入らないと考えておまして、これらは理事会の決定事項ではないかと思えます。それに加えて、例えば財務規律の明細の計算書類以外の提出書類についても別の議論が必要になると考えています。財務規律に係る明細は今回公益法人制度改革でできる限り注記に入れ込みましたは、計算書類の作成に係るプロセスを踏ませるという意味も大きかったと思えますけれども、公益信託においてそこまでプロセスをかけるか否かについては若干議論があるのかなと思っております。特に計算書類以外の財産目録等は、形式的には44条の信託管理人の承認の対象にも含まれていないので、その他の書類まで入れるか否かについては更に議論があるかなというのが私の正直な感想でございます。

○岡本参与 今の点でも大体御主張は分かったのだけれども、信託の場合は信託管理人があれで、監事と違う信託管理人の立場からの包括的なチェックをされるわけですよね。その上で、また受託者の監事によってチェックがされるということで、そこで二重の、つまり、信託だからといって内部については監事は監事監査の対象にならないというわけにはならないだろうと思うので、そうすると、監事と信託管理人と両方がチェックするという形になりますよね。そこも踏まえつつまた評議員会や社員総会でチェックするというようなことを設置していくというのは、非常に僕は重過ぎるのではないかなと感じますので、その点については御検討いただきたいなと思えます。

記載についての先ほど言ったような点についても、また記載の分け方について誤解を招かないような形での表現についてはぜひよろしくお願いします。

○湯浅座長 岡本参与、ありがとうございます。

そのほかの参与の方。

○岡本参与 念のため言うと、公益目的事業として公益法人がやっている場合もあるけれども、収益事業としてやる場合もあるわけですね。だから、そういう場合も想定して、全ての場合にこれをかけるというのが妥当かどうかとも検討する必要があるかなと思います。以上です。

○湯浅座長 追加コメントありがとうございます。

そのほかの参与の方、何か御意見等はございますでしょうか。

溜箭参与、お願いします。

○溜箭参与 私も会計のことはよく分からないので、どう考えたらいいのかなと思って気になっていたところではあるのです。今議論があった19ページのところですが、信託銀行その他の大規模な法人とそれ以外を区別するのは何でなのかなというようなところがあって、そうではないところが必ず理事会の承認と監事の承認が必要だというのは何でなのかなというのは、本当は腑に落ちずにいたところでした。公益信託はいろいろな形があって、一つは収益事業としてやっている場合もあれば、公益事業としてやっているという場合もあるし、1つの法人が多数の公益信託を持っているという可能性もあり、あるいは可能性としては複数の法人が共同受託者になっているといった場合もあって、様々な形で受託者が信託に関わってくる可能性があるので、一律にこのような形の手続を決めるというのがいいのかなというのは私はちょっと腑に落ちないところです。

どういった形で会計の処理をしなければいけないのかということは、一方では信託の側で明確にしなくてはいけない。それはそうなのだと思うのですが、それが信託の側で受託者と信託管理人でガバナンスができていますというのが一方である。他方で、受託者の側ってガバナンスということはあるにこしたことはないような気がする。高い地位、経営の高いところで承認をしていくということはいいいことのような気もするのですが、他方で、やはり公益信託をどのような形で受託者、法人受託者の中に位置づけていくかというのは、基本的には法人受託者の経営判断あるいは自治によるところになるというのが出発点ではないかなという気がします、いかがでしょうか。

○湯浅座長 溜箭参与、ありがとうございます。

今の御発言に関しまして、御回答をお願いいたします。

○大野次長 複数受託者がいる場合に多様な関わり方があり得るだろうとかという考えもあると思いますし、先ほどありましたように収益事業として受ける場合にどうするのかという議論もあるかと思います。そういった場合に、これを一律に義務づけるのはいかななものかという御指摘については少し考えてみたいと思います。

ただ、先ほどから繰り返し申し上げているように、受託者として責任を持って受けているはずであると。責任を持って受けるというのはどういうことなのかということを考えたときには、基本は受託される法人としての業務と同等あるいはそれ以上の手続を踏むということではないかと考えております。私的自治ということではあるのですが、それぞれの当事者が合意してこれでやりましょうということで信託契約が作られます。その際、

ただし書きで書いてありますように、内部統制がしっかり取れている場合に別の在り方もあるという仕組みで合意することがあってもよいと考えています。そういった意味で、このただし書きをほかの場合にも使えるようにするということは考えてみたいと思っております。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。受託者の内部管理状況によっていろいろなパターンがあるということかとは理解しております。

そのほか、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

岡本参与、お願いします。

○岡本参与 意見書を出しているのですが、ちょっとじたばたしながら不十分な点があって反省しているところもあるのですが、一つは説明資料の10ページのほうで、意見書の2ページのところから書いてあるのですが、第5章のガイドラインを詳しく読むとまた違ってくるところがあるかもしれませんが、事業計画書というのは、認可申請のときに出される事業計画書というのがあって、これは認可申請のための認可の中身として準拠して出せとなっているので、その内容によっては認可が下りないということなので、認可条件としてのチェックがされるということだと思うのですが、毎年定期提出書類として出されていく事業計画書というのは単年度のもので、最初の認可のときに出される事業計画書というのは恐らく単年度ではなくて、信託事務がずっと続く間の全体にわたっての事業計画をまず考えてくださいねというのが基本ではないかなと思うのですよね。

そうすると、事業計画書については2つのコンセプトがあると思いますので、それぞれについてどういうふうに行政庁が関与するかということが問題になる。認可申請のときには、これは認可条件と先ほど言ったようになってきますが、毎年の事業計画書の提出については、これについて、これは不十分だから提出として認めないというようなことを権限はないのではないかなということで、定期提出で提出しますということで提出してきたものについては、もちろん一見してそれは中に漫画が書いてあって事業計画書でない場合には、これは事業計画書ではないですねと言えるのは分かりますけれども、事業計画書ですと言って出したときにそれを受け入れないということはできない。行政庁としてはそれを受け入れざるを得ないのではないかなと思います。

その上で、十分に監督の機能を果たすことができないという場合には、行政指導として中身を聞いたり、そこから先に報告徴収だとかという水準に至る。もしこれについての行政指導の要点がはっきり分からない場合には報告徴収になる可能性もありますということをするというのは、行政指導の中身として可能性としてはあるかと思います。しかし、まず前提として、提出書類について、これがなければ事業計画書として認めないということをするのは行政庁の権限としてはできないのではないかなと。それは、実は第6章の方の監督のところの4ページについても、受託者等の責任において作成すべき文書の記載内容について行政庁が細かく指導することは行わないと書いてあると思うのです。なので、

行わないはずなのだけれども、事業計画書にこういうことを書くことが必要であるという
と、これが書いていないものについては事業計画書と認めないと解釈され得る。十分に解
釈されるのではないかなと思いますので、こういうことを書くことが望ましい。いろい
ろな人の中に表現があって、望ましいという表現もあるし、こういうことを書くという言い
方になっているところもあるし、全体としてはこういう内容が書かれるのが望ましいとい
うことを言うことは僕はあっていいと思います。本当はそれは民間がもっと言ったほうが
いい。どちらかと言えば行政が言うより民間が言うべき。民間で自主的なルールとしてそ
ういうことを書くような形にしようというのが望ましいと思いますが、行政庁がこうい
うことをやらないと、十分に監督ができないから変えてほしいということを要望するとい
うか、そういうこともあり得るけれども、これがなければ書類として認めないということ
はあり得ないと思うので、そこが不明確になっているから、全体として非常に強制度が強
くなって問題があるのではないかなと思います。

あと、さっき言った2つの事業計画書があるわけだけれども、事業計画書の変更とい
うことについても、認可を受けた内容として認可書類の中に入った事業計画書の変更にな
っているのか、定期提出書類として出した事業計画書の年度途中での変更というような問題
もあるし、そういう問題についての記載が十分に整理されていないのではないかなと僕は
感じました。

あまり長く言うのもなんなので、ほかは規程要綱等についてとかということもあります
し、それから、合議制機関のこともそうですが、従来ずっと言っていた規程要綱につい
ても、重要性によって規程要綱を、例えば認可申請書の中に規程要綱をつくりま
すと書いてあっても、それはすぐつくらなくても、普通は小さく始めて何年かにわたってそれが必
要になった段階で規程要綱をつくっていくということは十分にあり得るので、だから、申
請書の中に例えば規程要綱については順次整備していくみたいなことで書かれている場合
もあるので、ではいつつくるのだということで、そこまで強く言って、ではないと事業計
画書として認めないという話は当然ないと思うし、そういう点を整理しなくては
いけないのではないかなと僕は強く思いました。

合議制機関についても同様です。その重要性によって判断すべきことなのであって、
全ての規程要綱、合議制機関について事業計画書の中に書かなくてはいけないだとかい
うようなことを言うのはあり得ないかなと思います。一回整理をしていただけたらうれ
しいです。

○湯浅座長　ありがとうございます。

全て書けているつもりはないと思いますが、事務局から御説明をお願いします。

○大野次長　事業計画書は最初に出すものと毎年出すものが別物とは理解しておりません。
毎年作成し、更新していくものだと考えております。

それから、御指摘のとおり、毎年提出書類についてチェックして認可する、基準を満
たしていなければ認可しないというような手続が入るわけではない。あくまでも受託者、信

託管理人の承認といったガバナンスの下で提出されるものだと考えております。ただ、書くべき中身が書いていない場合、そのことによって公益信託の認可基準に適合しているかどうか判断できない、分からないということになれば、必要な監督上の措置等が講じられることになるのは当然あり得ることで、そのためにどういうことを書いておくことが必要なのかということについて、今回ここで明らかにすることが適切ではないかと考えております。

それから、ここの粒度でございますけれども、やはり公益事務の種類とか内容とかに応じて変わってきますし、大規模な公益信託について何人奨学生を受けるとか、そういった細々としたことまで決め切れないというのは当然のことでございます。そこまで明らかにするというのはなかなか難しいところもあると思っております。

それから、ここは岡本先生とは考えが違う部分もあるかと思うのですが、いわゆるNPO法人だったら、自治で取り組み、次第に成長していくというプロセスもあるのかもしれないのですが、公益信託というのは財産を託すわけでございます。それに当たって、規程を順々に整備していく。そういうのがあり得ないとは言いませんが、受託者が少しずつ成長していくことを期待する、そういったものは公益信託として典型的に想定されるのかというと、十分な能力を有している人に信託をするということが基本なのだと考えております。可能性自体を排除することは考えておりませんし、このガイドラインにおいても、あらゆることについて細かく規程を作らせてそれを認可申請の際にチェックするという立てつけにはしていません。ただ、基本的な業務についてルールが必要であるというぐらいのあまり決め切らない、細かいことまでは求めていないというつもりではいるのですが、実際の現場の運用も含めて考えていきたいと思っております。

○岡本参与 ありがとうございます。

どういう公益信託を想定するのかで今まで従来なかったものなので、例えば事業型にしてもそうだし、現物にしてもなかったことなので、現時点で想定する、どうも特定資産公益信託というか、従来の公益信託の形での発想がやはり拭えないところはあるのではないかなと思います。イギリスなどで例えば信託宣言を出しているのです。自分の財産を公益信託にするぞと言って宣言して、そのためにみんなから寄附を集めようと。信託財産の規模を増やしていくというのだから十分にあり得る形で、日本でも信託宣言はできない形になっているのは重々理解していますけれども、いろいろな形での信託の可能性というのを当初から閉ざすような規制はつくらないほうがいいと思いますので、そういう意味では先ほど言った小さく始めて、これもダフの関係でもあったかと思うのですが、順次信託財産を増やしていくとか、10年後に増やすとかということも含めて、今までなかったような形の設計でも可能性があるし、今までの公益信託でも、函館でもそうだし、それから、箕面でもそうですけれども、信託を始めて寄附を市民に対して幅広く求めて、それで信託を膨らませていきたいとやったけれどもうまくいかなかったというのもあります。だから、やろうとしているところは今までもあるので、そそういう可能性も含めて使えるよ

うなガイドラインにしていだきたいということです。

以上です。ありがとうございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

その他の参与の方、御意見等はございますでしょうか。

吉谷参与、お願いします。

○吉谷参与 これも参考資料のほうに書かせていただいたもので、2ページの項番2番のところですよ。参考資料上は5章の69ページとなっていますけれども、本日の資料では70ページに記載があるところです。行政庁に提出する書類について信託管理人の承認を受けたことを証する書面となっていて、これの形式について、現行実務では紙を専ら使っておるのですけれども、これは負担も結構大きくて、この時代ではやはり紙にこだわることもないのではないかなと思っています。ですので、ここ以外にも信託管理等の誰々の承認というものを求める項目はいろいろあるのですけれども、必ずしも紙で署名、捺印がないといけないというふうにはしていただきたくないなと思っています。

資料1にはない項目だったのですけれども、実務上は大切なことなのかなと思って発言させていただきました。

○湯浅座長 ありがとうございます。

事務局のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○大野次長 私も数年前に規制改革事務局というところにおりまして、押印見直しをやれやれと言ってやっておりまして、審議会の委員なども就任の承諾書について印鑑を押してのやるのを撲滅しようとして努力してきた人間でございますので、できる限りそういった御趣旨も踏まえて、要は承諾書なんていうのは印鑑を押したって偽造できると言えばできてしまうので、決して印鑑を求めること自体に意味があるわけではない。むしろ電子メールなどでちゃんと履歴がついているほうが価値としては高い可能性もあるのではないかと。そういったことを含めてやっていきたいと思います。特に毎年のものなんていうのはそれでいいかなと思いつつ、民間の契約書をどうしているのかといった実務の状況なども踏まえつつも、できる限り簡便なやり方をできるようにしていきたいと考えております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それはガイドラインにも何か書き込むということですか。

○大野次長 書き込んでいきたいと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

その他の参与の方、御意見等はございますでしょうか。

岡本参与、お願いします。

○岡本参与 先ほど言ったところ以外にもいろいろ書いていますので、全て言っているとそれこそ時間がなくなってしまうので、幾つかだけ言いたいと思います。

一つは、資源の無償提供等については統括法人では認められているけれども、公益信託では駄目であるという話については、やはりこれは行き過ぎではないかという話がありま

したけれども、その行き過ぎではないかという話については念のため説明を一言お願いしたい。これが一点です。

それと、2つ目は基金の話です。12ページの信託概況報告のところですけども、基金の設定について信託概況報告に書いたほうが望ましいみたいな話があったと思うのですけれども、基金の設定は非常に重要な事項であるから僕は書かれる必要があると思うのですけれども、つまり、基金を設定するというのは非常に大きな信託財産の使途に関する制約なので、これこそ概況報告に書かれることではないかなという気が僕はしているのですけれども、それも意見としてはあるのですけれども、同時に前からの承認特例に関わることですよね。譲渡所得税の承認特例に関わることなので、これについては、僕は前から公益信託そのものはそれ自体が基金に該当するのではないかということを考えて、公益信託の中にまた基金をつくるという入れ子構造をつくる必要はなくて、公益信託に入れるということ自身で判断できるように財務省に調整してほしいということを、内閣府の権限ではないところがあるので、財務省の権限ですので、そこについてはぜひお願いしたいということをおっしゃるので、よろしくお願いします。

3点目ですけども、軽量の公益信託についての言及がいろいろなところに出てきていて、僕は前から言っているようにこれは望ましいなと思いますので、軽量と、さっきほかの方からあったように重量級もあってもいいのではないかなという気も。めちゃくちゃ大きいところについてはということで、今までも信託銀行の場合にはどうのこうのという話がありましたが、非常に規模が大きい公益信託ということもありますので、そういう意味での規模別の規制については、最初のほうからずっと言っていますが、軽量の公益信託については、ガイドラインを全て読まなくても、軽量の公益信託版ガイドラインというのがあって、これさえ読めばいいですよというようなのがあってしかるべきであって、それから外れる場合にはこちらを読んでくださいというようなガイドラインの作り方ではないと、普通の人は何百ページものガイドラインを読もうとは思わないので、普通の人を対象にしませんと前に議論がありましたけれども、普通の人を対象にして読めるものが入っていないと前に進んでいけないのではないかなと思います。

以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いします。

○大野次長　まず、無償の役務提供等の場合を会計に載せるかどうかということでございます。損益計算書の本表の数値となつてまいりますと、財務規律などにも影響し得るものであると思いますし、ほかとの比較という観点も入ってきます。私がいろいろな会計基準を探した範囲ではありますが、無償の役務提供というものが財務諸表の本表に載せることができるか書いてあるのはNPO会計基準だけでございまして、無償の役務提供が入ったものとそれ以外のものが「公益信託」の計算書類として混ざってくるというのはおかしい、現時点としては行き過ぎではないかと考えております。

ただ、無償の役務提供について注記の中に書くということ自体は否定するつもりもございませんし、現実問題として公益事務割合の計算に当たりましては無償の役務提供を繰り入れることができる制度にしております。そういった意味で、財務諸表上にこういったことについての情報が付加されることについては否定しておりません。現在の会計をめぐる様々な状況、公益信託の状況というものを御理解いただきたいと思います。

それから、「基金」につきまして御指摘ありがとうございます。こちらは細かい話で、公益信託にも様々なものがあり得るという中で、基金をつくる場合はこういった信託の中に基金をつくってくださいよという形に落ち着いたということがございます。これを変えらるとなると、税制改正要望という非常に重い手続が必要になってまいりますので、現状がすばらしくて一切変えるつもりはないというつもりはないのですけれども、軽々に大丈夫ですと申し上げることは不可能であると。今後の税制の在り方も含めて、何を優先的に要望していくのかということについては引き続き検討していきたいと考えております。

○細川係員 3点目で軽量の話をしていただいたところでございますけれども、次の10月研究会がガイドラインの全体を皆様に一度お見せする会として予定しているところでございます。その際に、ガイドライン全体の中で至るところで「軽量の場合こうすることができる」といった話が出てくるところでございますが、最初にガイドラインの話を研究会でし始めた時、軽量の3要件といった話が出てきたかと存じます。ただ、それ以降3要件について何か具体的に深掘りできたかという、なかなかできていないというのが正直なところだと認識しております。

その意味で、10月の研究会におきましては、これまでいただいた議論を受けて、例えば7月の議論を受けてこうしましたといったことをパワーポイントで提示させていただく予定でございますけれども、軽量についても恐らく1枚か2枚かスライドを用意してまた御議論いただくのかなと想定しております。勿論、軽量の場合の扱い全てを10月に出せるとは思っていないところですが、例えば額ベースでこの程度が一つ額の基準であるとして、先ほどの100万ではないですけれども、この程度に満たないということの一つ軽量の基準として事務局から提案させていただいて、また皆様に御議論いただければなと思っておりますので、その点は引き続きよろしく願いできればと存じます。

○大野次長 あともう一点補足でございますけれども、軽量向けのガイドラインがあったほうがいいのではないかと。それはおっしゃるとおりなのだと思います。なかなか手が回ってこないというのが実情でございます。助成型と事業型というのは規律も相当違ってまいりますし、特に会計書類などもこういうことしかやらないのだったら簡単にできるよねと思うところがたくさんあるのですけれども、いろいろな状況を想定したものをまずは考えていかざるを得ないので、いろいろな状況に対応できるガイドラインをつくっていきたいと考えております。その上で、その先により簡素なもののニーズがあるというのであれば、そういったものもつくっていく。それは広報、あるいは、普及・啓発活動の一環として何ができるのかという中で検討していきたいと考えております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

本当に軽量公益信託手引きみたいなのが必要かと思いますので、ただ、これはその先だということだと思います。

その他、何か。

○岡本参与 今の点で、すぐ終わります。

軽量については頑張っているのをつくって、期待しておりますので、よろしくお願いします。

それと、基金のことについても税制改正要望をよろしくお願いします。これはみんなで応援すべきことではないかなと実は思っております。

それと、先ほどのボランティアや無償提供の問題については、管理費割合の関係については対処していただいていると理解していますので、そちらのほうの対処については感謝していますので、公益法人でもあり得ますが、そこを混ぜないようにガイドラインの中でもきちんと対応していただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○豊福企画官代理 基金のところですけども、ちょっとだけ補足しますと、あれはあくまでもいわゆる含み益を持っている資産が対象となってまいりますので、例えば含み益がある株式と金銭と一緒に信託した場合とか、含み益がある不動産と金銭と一緒に信託した場合とか、あくまでも基金の範囲というのは含み益がある財産だけになっていますので、本当に公益信託を設定する場合は含み益がある資産だけを信託するときに発生する事態との想定かなと思ったのですけれども、合っていますか。

○岡本参与 基金の問題については、多分特別枠をつくることによって、その使い方について財務省が行為規制を認めるというときの内容として分けてちゃんと運用してくださいねということがポイントになっているので、それについて現金が入っているかどうかということについては、公益信託の中に入れるということによって全体として公益性が担保されるということがポイント、基金概念のポイントというのは公益性の担保ということではないですか。分けて公益的にちゃんと使われるということを監督できますかということがポイントだと思うので、公益信託の場合は収益事業もないわけで、そういう意味では、基金概念の設定の根拠というところからすれば同一ということと言えるのではないかなというのが僕の考えなのですけれども、駄目でしょうか。

○豊福企画官代理 いわゆる財産の混在を基金の利用で遮断しているのではないかと理解をしていたもので、そういう意味で、当然ながらいわゆる含み益がある財産から生まれる収益とそれ以外から生まれる収益というのは遮断とかを含めてしっかりとした管理が必要になる。あと、買い替えの際も基金内の財産のみが対象となる。そういう意味で含み益のある財産と他の財産と一緒に管理しづらいと思ったので、補足しました。

○岡本参与 ありがとうございます。

○湯浅座長 補足ありがとうございます。

そのほかの参与の方、御意見等はございますでしょうか。いかがでしょうか。

○岡本参与 僕の意見で信託帳簿については煮詰まっていませんので、これは撤回しておきますので、よろしくお願いします。17番目です。

○湯浅座長 承知しました。ありがとうございます。

それでは、御意見等ないようでしたら、次のテーマに入らせていただきます。

続きまして、ワークショップ、調査研究につきまして事務局から御説明させていただきます。

○事務局 ワークショップに関して、全3回中の2回が終わりましたので、正式な御報告に関しては次回の研究会としたいと思いますが、現時点での開催報告というところで御報告させていただきます。

もし差し支えなければ、全体の後、2回現地参加いただいている吉谷参与からも一言コメント、御所感をいただきたいと思いますと思っておりますので、御準備いただければと思います。

改めて22ページ、振り返りとなりますが、本公益信託のワークショップは大きく2つ目的を設定しておりまして、一つは今回のまさにガイドライン等で検討すべき具体的な事業ニーズですとか受託者のニーズの把握といったところが1点目。もう一点は、制度施行後に一定地域の団体間で横展開可能なモデル事例の創発といったところを目的としております。

全3回のプログラムのうち、現在2回が終わっておりまして、1回目は各団体の紹介と制度の勉強会。第2回目ではまずは初版としての各団体からの事業案の検討、そこにおける討議ということを実施しております。

今回の参加団体ですが、全6団体が参加しております。上3つがいわゆるコミュニティ財団と言われる地域において助成金事業を実施している財団になります。下3つがいわゆる中間支援組織と言われる子ども食堂ですとかフードバンクといった事業を推進する地域の団体を中間支援として、組織基盤の整備や助成事業を実施している団体となります。結果として、全6団体はいずれも内閣府で実施している休眠預金等活用事業における資金分配団体にも採択されている団体になっていまして、今回の議論を通じて、各団体の組織基盤はもちろんのこと、地域のニーズをかなり把握いただいている団体かなと考えております。ほかは、以下に記載の資金調達の観点ですとか休眠事業の団体の方々にも有識者として参画いただいております。

次の23ページ、こちらは写真のみの様子となりますが、各団体には事業案のみというよりは、その前段階としていわゆる各地域、各支援領域における寄附者のニーズの整理や、受託者となる地域の団体等の課題ですとか資金調達上のニーズといったところを前段階として整理して発表いただきました。それらを踏まえて、今、事業案の検討といったところを一緒に進めている段階になっております。

次は24ページに行きます。詳細な内容は次回の研究会で御報告できればと思いますが、幾つか報告内容から気づきの点の抜粋というところで共有させていただきます。

まず1点目、寄附者／委託者となる方々のニーズといった観点を各地域、各支援領域における代表的な事例を基に御報告いただいております。特に象徴的であったのは、各団体からやはり遺贈寄附におけるニーズの高さというところが多く示唆された点になっております。こういった中で御自身の思いを、各地域、例えば困窮した自分の育ちに照らして、今の子供たちにその思いを寄附したいといった声が各地域、各支援領域で同じように挙げられた事例かなと考えております。

続いて25ページに行きます。こちらは公益事務の内容としてどのような事務を行うかという点になっております。もちろんシンプルな事例として、子ども食堂の団体向けの支援ですとか、各地域における子供向けの助成事業といったものがベースとしてありました。

また、ほかには今回不動産の信託による事業として、例えば左側においてはキッズドア様が御提案された困窮世帯向けの子供を対象とした居場所ですとか教育の支援事業です。こちらは受託された不動産を使って、その場所で、いわゆる困窮世帯の方々がなかなか体験活動ができないといった課題に対して、居場所の中で様々な体験活動ですとか、塾に行くお金の捻出が難しいといったところで、そういった方々向けの教育事業をするといった展開を考えている事業となります。

右側に関しては、全国フードバンク推進協議会様が御提案されたフードバンク事業になります。こちらは各地方の法人ですとか、特に物流企業、製造業等の法人様から遊休資産となっている倉庫や不動産といったものを有効に使えないかという声があるという声がありました。一方で、フードバンク団体としては、現在、不動産の一室を賃貸として借りながら事業等をしていると、その継続性が難しいみたいな課題とのマッチングをすることによって、フードバンク事業の地域における継続的な事業実施を狙っている事業となります。平時には通常の困窮世帯向けのフードバンクの事業をしながら、災害時には防災備蓄として地域の中で使えないかといった案が提案されている内容となっております。

続いて、26ページに行きます。こういった事業案の中でこういった座組でやるかというところも、具体的な団体名ですとか各地域に登場するステークホルダーを基に議論いただいております。

1点、特に特徴的な議論としては、信託管理人を誰がどのような役割で担うかといったところがある意味まだまだ具体化が必要な論点でありつつも、各団体から様々な方向性の議論がなされたところが印象的な点でした。1点分かりやすい点としては、これまでの公益法人のようにいわゆる弁護士、会計士等の士業が担うケースもありますが、左側のケースは子ども食堂の「むすびえ」さんが提案された事例ですが、信託管理人としてやはり地域の金融機関様に担ってもらうことで、地域の受託者のガバナンス、出資基盤が弱いところに関して、信託管理人も含めてしっかりその管理・監督、支援をしていけるのではないかとといったところが左の案になります。

また、右側に関しては福岡にあるちくご川コミュニティ財団様が提案された事例で、右上にある信託管理人としてはそういった中間支援団体になっていく形もあるのではないかと

というところですよ。ちくご川さんとしては、やはり信託管理人がどれぐらいの工数でどういった役割を担うべきなのか、また、そこにどういった収益を担えるのかといったところがまだ不透明な中で、まずは中間支援組織が自分たちで受託者なり信託管理人なりになっていく。そこで事例をつくっていくことによって、一定のモデルケースですとか枠組みというのをつくっていったって、より地域に波及していけるケースをつくっていききたいというところで、ずっと中間支援組織が担うといったところは想定していないのですが、初期的には中間支援組織がそういったところをまずは自らトライして、そういった役割の明確化ですとか、そこにおける業務の具体例といったところをつくっていききたいと言っておりました。

次の27ページが最後の点になります。こちらは細かくは申し上げず、この後、第3回が終わり次第で全体の論点の整理、また、検討の方向性といったところをこの場でも共有させていただければと思います。

検討に当たって幾つか出た不明点、懸念点として、先ほど申し上げた信託管理人がどのようなプロセスで誰が見つけてくるのかといったところは、やはり各団体の中でまだ少し見えていない部分がある。その中では行政庁だけというよりは、民間側での周知広報の取組が必要ではないかというところも御提言いただいた部分になります。

また、そことひもづいて、⑤の中で委託者の相談先である地域の金融機関とか士業の方々というところと公益信託の組成の段階で何か相談するのではなく、もっと事前の段階から、そもそも委託者の方からすると、公益法人にするのか、ほかの指定寄附のような手段にするのかというあくまで寄附のビークルの一つとしての公益信託になる形になるので、そういったところをしっかりと地域金融機関、士業の方にも周知を行っていくことによって、公益信託というものが使われる枠組みになるのではないかという話がありました。

こういった点を踏まえまして、第3回の中では全体討議を含めた各団体からの事業案の報告というところと、また、内閣府として、もちろん制度の観点でガイドラインにどのように取り込んでいくかという観点もありますが、今後、周知広報という観点で行政だけではなく民間の方々にもどういったことを御協力としてお願いしていききたいかという点を踏まえて討議して、最終的な報告書にまとめていききたいと思っております。

内閣府からの報告は以上となります。

差し支えなければ、吉谷参与からも参加に当たっての御所感、コメントをいただければと思います。

○吉谷参与 私は本当に聞いていただけたので、感想めいたことしかありませんけれども、参加者の方からは非常に強い熱意を感じることができて、いろいろな分野の方が来られていて、私も非常に刺激を受けたところです。

議論を聞いていて気になったところとしては3つぐらいあるかなと思うのですが、一つは先ほどお話があった指定寄附と公益信託の選択をどうするのかという話で、何となく参加者の方のお話を聞いている形では、公益法人の方が受託者になるよりは指定寄附の

ほうがやりやすいというような認識を持っておられるようでしたので、公益信託の受託者のなり手というのをどのように発掘していくのかというのは課題なのかなと思いました。

あと、やはりお話を聞いていると、地域に密着した方が来られているので、地元の方々から遺贈で寄附をしたいという御要望は結構あるのだということが提起されていました。ただ、この27ページの④に書いていますように、遺贈寄附はしたいのだけれども、お金は寄附したくないけれども、不動産は使わないのはもったいないという思いもあるので寄附したいというような方がいるのだと思われたので、そこは本当に日本の社会の抱える問題ではあるとは思いますが、不動産を寄附したいという方と現金、金銭で寄附してもいいという方を結びつけるようなうまい仕組みができないのかなと聞いていて思ったところです。

私からは以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

岡本参与もリモートで御参加されていたようですけれども、何か御意見等はございますでしょうか。

○岡本参与　あそこではなくてほかのところでも意見は聞いたりしているのですが、いろいろガイドラインの中で生かして、できるだけ負担を減らさないと広がらないという意見はもちろんたくさん聞いてはいるのですが、この④のことだけもうちょっと言っておくと、前から法制審議会の議論でもあったところですが、不動産でも公益信託事務に使えばいいけれども、収益事業に使っては駄目だというような話があって、収益事業は駄目と言ったとき、やはり不動産で言ったら、例えば1棟の中の3部屋は子ども食堂に使って、あとの2部屋はうまく貸して、収益事業としてそれをうまく利用できないかとか、そういうような形での多様な、言わば不動産だけのリスクを緩和するような形での収益化ということを入れていかないと、今、空き家はすごく多いわけで、非常に大きな課題としてあるのだけれども、それに対応するためには一定の範囲内で小規模については認めるという方向を考えてもいいのではないかなと僕は実は思っていて、小規模性については税法の中でいろいろな議論がされていて、事業とは何かと。事業所得か雑所得かみたいな話がありますよね。

だから、そういうところで、事業概念で例えば不動産の場合には5棟10室基準というのがありますよね。5棟10室以下については事業所得として認めないというような形の税法の取扱いもあったりするので、大きな規模でやってリスクも非常に大きいような事業をやるという場合と違って、比較的不動産の場合には資産所得に近い性質があるわけですよね。つまり、労働所得とかというのではなくて、資産所得に近いところがあるので、そういう部分について、それを収益事業として認識しなくてもいいのではないかなという領域を小規模について考えるということは、税法との絡みもあると思うのですが、参考にして検討していただけないかなと思います。

大きなことについて言っていないので、小さな、それこそ町内会で信託の仕組みを使い

ながら空き家をうまく運用できないかと考えたときに、そういうような収益化の部分が一部はないとなかなか動かないかなと思うので、検討していただければ。もしそれが動くとな非常に大きなインパクトが出てくるかなと。ほかのところの勉強会などに僕が行ったときも、そこについては非常に大きな論点になるので、ぜひ御検討していただければと思います。壁は厚いと思いますが、頑張っただけ考えていただきたいなと思います。

○湯浅座長 御意見ありがとうございます。

そのほかの参与の方、ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

次回が最後になるのですかね。

○事務局 そうです。

○湯浅座長 もし何かございましたら、事業部に個別に問い合わせいただければ結構かと思しますので、よろしくお願いします。

では、まだちょっと時間がございますけれども、何か聞き漏れたとか言い漏れたとかもしございましたら、参与の皆様、何かございますでしょうか。

局長、お願いします。

○高角局長 本日も活発な御議論、誠にありがとうございました。

幾つか重要な論点もあったと思います。関連当事者についてであるとか、信託計算書類の承認プロセスについてもありましたし、信託帳簿については本来は法令で手当てすべきところを苦肉の策で対応している面がありますので、その辺りをお酌み取りいただきながら整理をしていただければと思っております。

次回からまとめの議論に入っていくことになろうかと思いますけれども、まだここは議論し足りないといった点は御提起いただければ、少しまた議論の時間を持つことも可能かと思います。私どもとしても限られた時間で整理をしていくことになりますので、引き続き御協力いただければ幸いです。

以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間も早いようでございますけれども、テーマは全部クリアしましたので、本日の研究会はこれで終了させていただきます。

皆様方には御意見等をいただきまして、誠にありがとうございます。皆様からいただいた御意見などは事務局で整理いただきたいと存じます。

以上で議事関係は全て終了いたしました。

それでは、最後に事務局から御説明をお願いします。

○豊福企画官代理 3点ほど事務連絡を申し上げます。

1点目ですけれども、本日の会議資料、議事概要、議事録は公益法人インフォメーションにて公表する予定でございます。

2点目は、本日御発言し切れなかった御意見につきましては、メール等でいただければ

次回の研究会にまとめて御提示させていただき、議事録等に記録することを考えております。

3点目、次回の研究会は10月14日火曜日の10時から開催させていただく予定でございます。

私からの事務連絡は以上でございます。

○湯浅座長 それでは、これで第8回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」を終了とさせていただきます。

皆様方には積極的な御議論をいただきまして、ありがとうございました。